

日本脳炎予防接種の積極的勧奨一部再開について

保健サービス課

平成22年4月1日付厚生労働省健康局長通知「日本脳炎の定期の予防接種について」を受け、日本脳炎予防接種の取り扱いを下記のように行います。

1 日本脳炎予防接種予診票兼接種票の交付について

国の通知どおり、日本脳炎第1期の標準的な接種期間である3歳児の積極的勧奨を再開します。

- 1) 平成18年4月～平成19年4月生まれの子に、日本脳炎予防接種票を5月中旬に一括送付をしました。
- 2) 平成19年5月生まれ以降の子は、平成22年6月からの3歳児健診時に配布または送付します。

2 周知方法

- 1) 広報かつしか 5月15日号
- 2) 葛飾区ホームページ
- 3) かつしかFM

3 参考

平成22年4月1日付厚生労働省健康局長通知「日本脳炎の定期の予防接種について」の概要

- ・ 生後6か月から90か月に至るまでの間にある者に対する予防接種については積極的な勧奨を行う段階に至った。第1期の標準的な接種期間に該当する者に対して積極的な勧奨を行うこととされたい（平成22年度は3歳に対する初回接種）。
- ・ 接種機会を逃した者への対応については、現時点においては十分なワクチンの量が確保されているとは言えない状況と考えられるため、9歳以上13歳未満の者に対する第2期におけるワクチンの使用の可否が明確になった時点であらためて議論を行う。

今までの経緯

従来の日本脳炎予防接種ワクチンと重症の急性散在性脳脊髄炎に因果関係があると判断され、平成17年5月30日付国からの通知で、日本脳炎予防接種票の交付を行わないよう勧告されていました。平成21年6月2日に新ワクチンが日本脳炎予防接種の第1期の予防接種として位置づけられましたが、供給量が必要量に満たないことから、これまで交付を行っていませんでした。